

淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備計画に関する専門家会議について

平成30年2月16日

(設置)

第1 淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備計画に関し、地元関係者から出された法令基準そのものに対する不安や疑問等に係る（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）の見解等について、専門的、科学的見地から専門家による検討・評価を行い、基準設定の背景や考え方その他必要な事項についてご意見をいただくため、「淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備計画に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(組織)

第2 専門家会議は、鳥取県廃棄物審議会の意見を聴いて県が依頼する次の専門家をもって組織する。

氏名	職名等	専門分野
松藤敏彦	北海道大学大学院教授	廃棄物処理工学
中山裕文	九州大学大学院准教授	環境システム工学
角野貴信	公立鳥取環境大学准教授	生物地球化学
北村義信	鳥取大学国際乾燥地研究教育機構特任教授	水管理

(座長)

第3 専門家会議に、座長を置き、県の選任によりこれを定める。
 2 座長は、会務を総理し、専門家会議を代表する。
 3 座長は、会議の秩序を保持し、議事を整理する。

(会議の傍聴)

第4 専門家会議は、一般傍聴をさせることができる。
 2 一般傍聴を希望する者が一定数を超える場合は、先着順によって決定する。
 3 一般傍聴人が会議の秩序を乱し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、座長又は事務局はこれを制止し、その命令に従わないときは会場の外に退去させることができる。

(検討事項の公開等)

第5 専門家会議において検討のうえ了承された事項については、公開するものとする。

(庶務)

第6 専門家会議の庶務は、生活環境部循環型社会推進課において処理する。

(雑則)

第7 専門家会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。